

中野地区地区計画区域内の戸建て住宅や共同住宅の建築を促進するため、住宅供給を目的に計画区域内の土地を売却した方、共同住宅を建築した方に対して補助金を交付します。

住宅建築のための土地売却に対する補助

■補助対象者

次の①～③のいずれかに該当する第三者に対し、左記の計画区域内の土地を売却した土地の所有者

- ① 定住を目的として戸建て住宅を建築しようとする者
- ② 賃貸共同住宅の建築を行おうとする者
- ③ 住宅分譲地の整備を行おうとする者

■補助条件

- ・ R7.3.31 までに建築確認を受けていること（上記①、②）
- ・ R7.3.31 までに開発行為の申請を行い、R8.3.31 までに整備に着手すること（上記③）
- ・ 不動産業を営む者でないこと

■補助金額

長期譲渡所得金額の3%（上限100万円）

賃貸共同住宅の建築に対する補助

■補助対象者

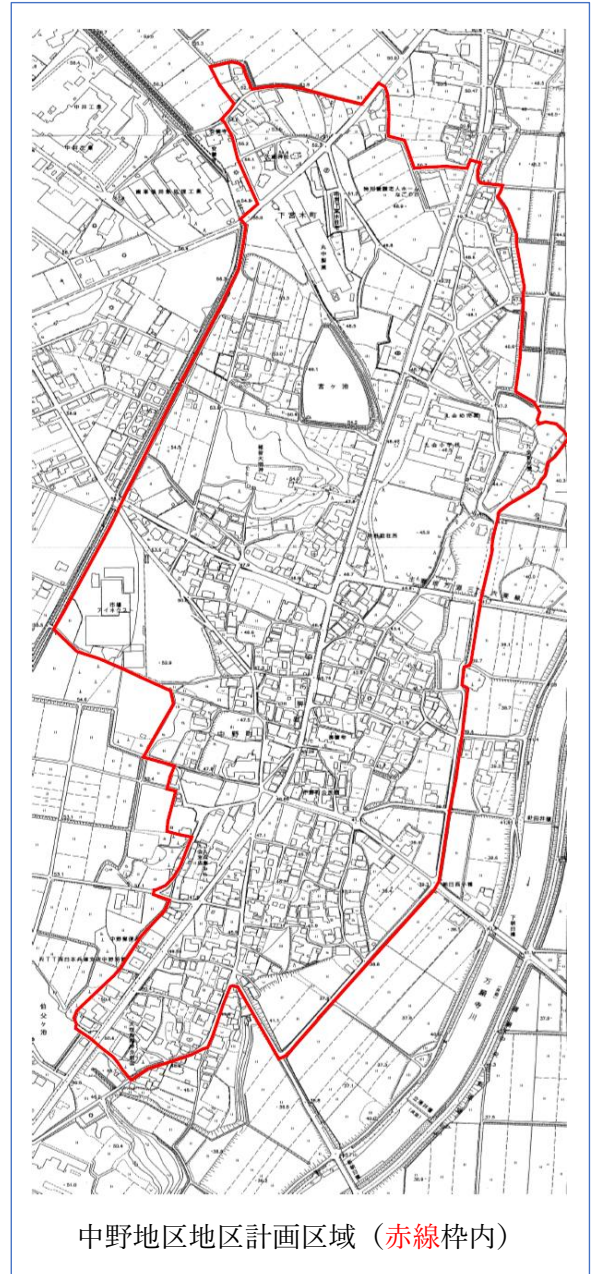
左記の計画区域内に賃貸共同住宅を建築し、その所有者になる者

■補助条件

- ・ R7.3.31 までに建築確認を受けていること
- ・ R8.3.31 までに建物が完成していること
- ・ 所有者の関係者以外も入居可能な住宅であること
（社宅、自己や自己の親族のみが入居される住宅は該当しません。）

■補助金額

当該建築物の固定資産税及び都市計画税相当額（新築軽減が適用された場合は軽減後の税額）
（交付期間）課税される年から5年間



中野地区地区計画区域（赤線枠内）

お問い合わせ先

加西市地域振興部産業振興課

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

TEL：0790-42-8740／FAX：0790-43-1802

Mail：sangyo@city.kasai.lg.jp